

# 平成 23 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	22	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )		
要望項目名	低公害車の燃料供給設備に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車の燃料等供給設備（電気充電設備、天然ガス充てん設備、水素充てん設備）に係る課税標準の特例措置について、2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準を、最初の3年間に限り2/3の額とする （対象設備） 電気充電設備（300万円以上） 天然ガス充てん設備（2,000万円以上） 水素充てん設備（2,000万円以上） （ ）内は対象となる設備の取得価格要件</p>		
関係条文	地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第19項、同法施行令附則第11条第24項、同法施行規則附則第6条第41項～第44項		
減収見込額	（初年度） - （31）（平年度） - （53）（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、電気自動車をはじめとする低公害車の普及促進を図る必要がある。 低公害車のうち電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車にも位置づけられており、「エネルギー基本計画」（平成22年6月閣議決定）において、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指すとともに、その具体的な戦略のひとつとして2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置する等、燃料供給インフラの整備を推し進めるといった目標を掲げている。また、燃料供給インフラの整備については、「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）においても同様に目標を掲げている。 これらの目標を踏まえ、充電設備をはじめとする燃料供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、電気自動車をはじめとする低公害車の普及促進を図る必要があるが、充電設備等の燃料供給インフラの整備が十分でないことが普及の障害となっていることから、燃料供給設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設け、負担の軽減を図ることにより、燃料供給インフラの整備を支援する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)、新成長戦略(平成22年6月閣議決定)等において、新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指すこと、2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置することを目指したインフラ整備を進めることを記載。</p> <p>(政策体系)</p> <p>3. ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興</p> <p>5. エネルギー・環境政策 26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用</p>
	政策の達成目標	<p>(エネルギー基本計画、新成長戦略)</p> <p>電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境整備を図る。</p> <p>2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置することを目指したインフラ整備を進める。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)
	同上の期間中の達成目標	<p>(エネルギー基本計画、新成長戦略)</p> <p>電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境の整備を図る。</p> <p>2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置することを目指したインフラ整備を進める。</p>
政策目標の達成状況	<p>新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成19年度2.63%、平成20年度3.90%、平成21年度14.30%。</p> <p>充電設備については平成20年度末の普及が260基にとどまっており、「エネルギー基本計画」における2020年に新車販売の最大50%という目標及び2020年までに急速充電設備を5,000基、普通充電器を200万基とする目標のためには、本特例措置の延長が必要。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成23年度：充電設備：400基、天然ガス充てん設備：20基、水素充てん設備：1基</p> <p>平成24年度：充電設備：500基、天然ガス充てん設備：20基、水素充てん設備：1基</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>燃料供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う次世代自動車の普及を図ることができる。</p> <p>この結果、大気汚染対策、CO2排出量の抑制等を推し進めることができることに加え、次世代自動車に位置づけられる電気自動車等の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【国税】グリーン投資減税(平成23年度要望事項)</p> <p>裾野の広い高効率な省エネ設備や再生可能エネルギー設備に重点化した設備投資減税の導入(エネ革税制の抜本的見直し)</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助事業(平成23年度要求額：283億円の内数)</p> <p>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の充電設備の設置者に対し、本体価格の1/2を最大として補助。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>燃料供給設備の取得に係る初期費用を支援する措置として補助事業を実施。さらに、本特例措置により維持費用を軽減することにより、燃料供給設備を設置する者に対してより大きなインセンティブが働く。燃料供給設備の設置は次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。</p>
要望の措置の妥当性	<p>燃料供給設備は次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであることから、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、今後、次世代自動車の普及が急速に進むと見込まれることから、引き続き措置が必要。</p>	

	(17年度)	(18年度)	(19年度)	(20年度)	(21年度)
税負担軽減措置等の適用実績	充電設備 0件	0件	0件	1件	141件
	天然ガス充てん設備 42件	24件	8件	19件	5件
	水素充てん設備 0件	2件	1件	0件	3件
	【出典】経済産業省推計				
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>対象となる燃料供給設備の設置数は、平成19年度384件から、平成20年度615件に増加。新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成19年度2.63%、平成20年度3.90%、平成21年度14.30%に増加。</p> <p>全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成20年度において二酸化窒素：95.5%、浮遊粒子状物質：99.3%と全体的に改善傾向にあり、各種施策の成果が着実に現れている。</p>				
前回要望時の達成目標	<p>「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月閣議決定)及び「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年3月閣議決定)における以下の目標を達成するため、次世代自動車に係る燃料供給設備の普及促進を図る。</p> <p>京都議定書目標達成計画燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。</p> <p>次世代自動車について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p>				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>対象となる燃料供給設備の設置数は、平成19年度384件から、平成20年度615件に増加。新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成19年度2.63%、平成20年度3.90%、平成21年度14.30%に増加。</p> <p>全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成20年度において二酸化窒素：95.5%、浮遊粒子状物質：99.3%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。</p> <p>次世代自動車は一般的に従来車よりも高価であるとともに、燃料供給設備の設置が十分でないことが普及の障害となっている。</p>				
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年度 創設</li> <li>・平成11年度 延長</li> <li>・平成13年度 延長</li> <li>・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充</li> <li>・平成17年度 延長</li> <li>・平成19年度 延長</li> <li>・平成21年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充</li> </ul>				